二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び見附市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第七百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年五月十七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　新潟県糸魚川市大字中川原新田字ホド平二六五〇から二六五五まで、二六五六の一、二六五六の二、二六五七から二六六〇まで、二六六一の一、二六六二、大字大平字江下六八八八の一、六八八九の一、六八九〇の一、六八九一の一、六八九二の一、六八九三の一、六八九四の一、六八九五の一、六八九六の一、六八九七の一、六八九八、六八九九、字田ノ平六九〇〇、六九〇一の一、六九〇二の一、六九〇三、六九〇四の一、六九〇五の一、六九一七、六九一八の一、六九一九、字六郎平七〇六八の一、七〇六九、七〇七〇の一、七〇七一から七〇七七まで、七〇七七の子、七〇七八、七〇七八の子、七〇七九、七〇八〇、七〇八〇の子、七〇八一から七〇八五まで、七〇八六の一、七〇八七から七〇九一まで、七〇九二の一、七〇九二の三、七〇九三、七〇九四の一、七〇九四の四、七〇九四の五、七〇九五
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字ホド平二六五〇から二六五五まで、二六五六の一、二六五六の二、二六五七から二六六〇まで、二六六一の一、二六六二、字江下六八八八の一、六八八九の一、字田ノ平六九一七、字六郎平七〇七一から七〇七三まで、七〇八二
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び糸魚川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第七百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年五月十七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　新潟県加茂市大字狭口字杉ノ入甲三九〇、甲三九一の三
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び加茂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第七百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年五月十七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　新潟県糸魚川市大字梶山字東山横草蓮一八六二、一八六八の一、字廣道倉一八七二の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び糸魚川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第七百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年五月十七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　新潟県糸魚川市大字別所字ウルシサハ九三三の三九、九三三の四〇、九三六から九四二まで、字大根山一〇四九の二、一〇四九の一八、一〇五〇から一〇六五まで、一〇六六の一、大字大久保字アヲナ池二〇の一、二四の二、二四の三、二五の二、二五の三、二七の一、二九、字ウヲドマリ三二の一、三四の一、三五、三六、三七の一、三八、三九、四〇の一、四二の一から四二の三まで、四三、四四の一から四四の三まで、字ヲシバ四五の二、五一の子、六一の二、六六の三、六六の四、六七の四
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び糸魚川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第七百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年五月十七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　北海道沙流郡日高町字清畠二三七の二五（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び日高町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第七百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年五月十七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　北海道夕張市旭町六三の六（次の図に示す部分に限る。）、昭和二の二
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び夕張市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第七百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年五月十七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　北海道厚岸郡厚岸町松葉町三丁目四〇の二地先・五八地先・七一地先（以上三筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。